

*お客様が契約内容に間に合理的な範囲を超える負担を求めるとき。
*お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
*スキーや目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
*天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。
*旅行契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
(2)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様は、当社に対し、12(1)に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
(3)当社は、13(1)に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(取消料金に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

1.4 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

(1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

- *お客様の病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- *お客様が旅費を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- *天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。

(2)当社が(1)の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

(3)(2)の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

1.5 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、10の規定により旅行代金が減額された場合又は12.13.14の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

1.6 団体・グループの契約

(1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

1.7 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2)(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

1.8 お客様の保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

1.9 当社の責任

(1)当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を行なせた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の間与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3)当社は、手荷物について生じた(1)の損害については(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

2.0 お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

2.1 特別補償

(1)当社は上記19(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について死に至る補償金として海外旅行2500万円、国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の1個又は1組については、10万円を限度とします。

(2)当社が、募集型企画旅行契約第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。

(3)お客様が旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、過失及び運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登攀はんピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動力機(モーハングライダー)等搭乗、ジャイロフレイン搭乗その他の類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。

(4)当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を受取して実施する企画旅行オプショナルツアーについては、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。

(5)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

2.2 旅程保証

(1)当社は、下記表(3)の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の、次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了後の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。

*次に掲げる事由による変更

1. 天災地変、戦乱、暴動、二、官公署の命令

2. ホ 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止

3. ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

4. ド 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

*12.13.14の規程により募集型企画旅行契約が解除された部分にかかる変更

(2)上記にかかわらず、当社が一つの募集型企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

(3)変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ又は経由便への変更	1.0	2.0	
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0	
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカードに記載があった事項の変更	2.5	5.0	

(注)1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

(注)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更に限り一括して取り扱います。

(注)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関の宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

(注)第9号に掲げる変更について、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

2.3 旅券・査証について
査証の有無、旅券の必要残存有効期間等については、別途お渡しする資料により、現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国との領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。

2.4 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、「外務省海外安全ホームページhttp://www.puman.mofa.go.jp/」でもご確認ください。

2.5 保健衛生

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページhttp://www.forth.go.jp/」でご確認ください。渡航先国が入国者に予防接種証明書を要求している場合は別途お渡しする書面にて通知いたします。

2.6 個人情報の取扱い

(1)当社及び販売店は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただかば、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関については各スケジュール表に記載されています)の提供するサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、将来、よりよい旅行商品の開発のためのマーケット分析や、当社の旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただきます。

(2)当社は、お申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等及び手配代行者(必要な場合に限る)に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(3)当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することができます。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、事前に当社までお申し出ください。

2.7 旅行条件の基準日

この旅行条件の基準日は画面及びパンフレット・募集広告・日程表等に明示いたします。

2.8 その他

(1)当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

(2)お客様の便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)この条件書に定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社までご請求ください。

最後に「旅行日程」「旅行サービスの内容」「旅行代金」「申込金の額」「添乗員同行の有無」「最少催行人員」「旅行業務取扱管理者の氏名」はパンフレット・募集広告・申込書等でご確認ください。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取扱いの責任者です。この旅行の契約に際して、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

福島県知事登録旅行業第2-269号

株式会社 アールエイチ企画 福島県会津若松市飯盛3丁目3-34 TEL(0242)28-5667 FAX(0242)28-5667 総合旅行業務取扱管理者:鈴木 裕